

団体総合生活保険のご案内

〈日本赤十字社の福利厚生制度〉日本赤十字社職員の方のみご加入者としてお申込みいただける保険です。（継続加入は退職後も可能です。）対象範囲外の方がご加入者として契約された場合は無効となる可能性がございます。ご加入者および各補償の保険の対象となる方の範囲はP1をご覧ください。

約
47%
割引

がん補償

がんの治療費に備えて！

抗がん剤治療補償
最長60か月を限度に補償！



最大 約
52%
割引

フルガード補償

（傷害・携行品損害・賠償責任・弁護士費用等）

ご家族の賠償責任も補償します！

（保険の対象となる方の範囲はP3をご確認ください）



NEW
熱中症も補償の対象に！

介護補償

突然の介護に備えて！
介護にまとまった資金準備があると安心

NEW

年金払もご選択

いただけるようになりました！
介護期間が長期に
わたった場合も安心です

約
47%
割引



オプション

住宅内生活用動産補償

台風や大雨による損害も補償！

！他の補償にもご加入いただく
必要があります



約
47%
割引



◆募集期間

2025年12月26日(金)から
2026年1月31日(土)まで

上記募集期間以降にお申し込みの場合は、
原則、お手続きの翌月1日からの補償開始
となります。

◆保険期間

2026年3月1日午後4時から
2027年3月1日午後4時まで

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

代理店 株式会社日赤振興会

スマートフォン・パソコンから簡単にお手続きが出来ます！

募集期間中はお手続きサイトから口座変更・住所変更・改姓・
新たに被保険者、別の補償を追加のお手続きが可能です。

※利用可能時間は、毎日6:00～翌朝4:00（日曜・祝日含む）となります。



スマートフォンの方は
こちら

2025/12/26～2026/1/31まで



★ 2026年2月1日以降は上記二次元コードが使用できないため
日赤振興会のホームページよりお手続き願います。

ご加入のお手続き

〈対象範囲を正しくご確認のうえ、お申込みください〉新たにご加入のお申込みをいただける方はstep1の（ア）（イ）の職員の方ご本人のみです。（ご加入後に退職された方は継続加入が可能です。）また、被保険者（保険の対象となる方）はstep2の方になります。対象範囲外の方がご加入者として契約された場合は無効となる可能性がございます。ご不明な場合は代理店までお問い合わせください。

step1

この保険に加入のお申込みをいただける方（ご加入者）

お手続きは
こちら！

保険始期日時点の満年齢が65歳以下の下記（ア）または（イ）の職員の方

（ア）正職員および再雇用職員*1、*2

（イ）上記（ア）以外の職員のうち、厚生年金保険被保険者である期間が1年を超えた方*1

*1 継続時の保険開始日の3月1日時点において加入者の年齢が69歳まで加入できます。

*2 日本赤十字社職員就業規則準則第2条第1項に規定する職員（同条第2項第2号から第5号に規定する職員を除く）

step2

「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方

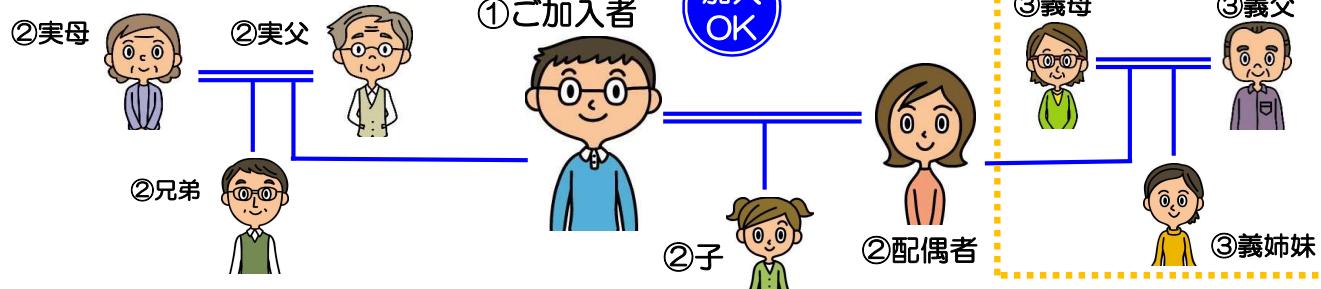
*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

① 上記STEP1のご加入者

② ①の配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟（同居・別居・生計を問わない）

③ ①と同居されているご親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族）

ご加入者本人と同居の場合のみ



以下の補償については年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます）が下記に該当する方に限ります。

【がん補償】満5歳以上満89歳以下 【一時金払介護補償】満5歳以上満84歳以下

【年金払介護補償】満40歳以上満79歳以下（更新契約の場合、更新時の被保険者年齢は満84歳以下とします。）

⚠️ 上記は被保険者（保険の対象となる方）の年齢範囲です。ご加入者（お申し込みできる方・職員ご本人）の年齢はstep1に記載の範囲となります。

step3

保険料は口座振替（月払）となり、【新規ご加入者】は口座登録が必要です。

お手続きサイトにて保険のお申込み手続きを完了後、続けてご利用の金融機関で加入者（日赤職員）様名義の口座情報を登録してください。なお、Web対応金融機関以外の口座で登録をご希望の場合には、お手数ですが日赤振興会までご連絡ください。

保険料は、加入者のご指定の口座から毎月振替となります。なお、第1回目保険料振替は、令和8年3月1日保険開始の場合、令和8年5月27日となります。

※保険料の振替がされなかった場合は、翌月に2か月分の振替となります。2か月連続で振替されなかった場合、加入を解除させていただくことがあります。その場合には保険金が支払われないことになりますので、ご注意願います。なお、払込猶予期間中に東京海上日動に直接保険料を払込みいただいた場合は解除となります。

更新の方

現在ご加入の内容で自動更新されます。

◆郵送済みの「更新内容のご案内」に記載の内容にて更新される場合は、特段のご加入手続きは不要です。

◆募集期間中に次の変更がお手続きサイトからできます。

①口座変更 ②住所変更 ③改姓 ④新たに被保険者、別の補償を追加

※口座変更は令和8年5月の振替から、その他の変更は令和8年3月1日付での変更となります。

⚠️ お手続きサイトにアクセスする際は、「更新内容のご案内」に記載されている「お客様コード」が必要となります。「お客様コード」が不明な場合は、日赤振興会にお問い合わせください。

①日赤振興会のホームページにアクセスします。 <https://www.rc-sup.co.jp/>

スマートフォンで右記二次元コードを読み取ると
④お手続きサイトの画面が開きます。



②「団体総合生活保険」をクリック

③「ネットで団体保険！」をクリック

④お手続きサイトにてご入力

新規にご加入の方

⑤「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「お客様コード」を入力します。

お客様コードは携帯電話番号:11桁(携帯電話をお持ちでない場合は自宅電話番号:10桁)をハイフン(ー)なしで入力します。
(例) 09012345678

更新の方 加入内容の確認、被保険者追加申込手続等

⑤「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「お客様コード」を入力します。

※お客様コードは郵送済の「更新内容の案内」に記載されております。
そちらをご準備の上、ご入力ください。

⑥メールアドレスを登録します。

⑦ID案内メール、パスワード発行メールを受信します。ID案内メールのURLをクリックします。

ID案内メール
ログインID:〇〇〇
URL:https://...
PW案内メール
パスワード:〇〇〇

⑧お手続きサイトにログインします。
パスワード発行メールのパスワードを入力します。

⑨「お手続きはこちらから」をタップします。

⑥「上記の内容で登録する」をタップします。



ご注意いただきたいこと

- スマートフォンで迷惑メール受信拒否設定等をしている場合は、あらかじめドメイン名「@d1.tmnf.co.jp」の受信許可をお願いします。
- ご加入は4つの補償からお好きな組み合わせでご加入できます。
ただし、被保険者ごとに各補償1タイプのみのお申し込みとなります。
- 「住宅内生活用動産補償」にご加入の場合は、がん補償、介護補償、フルガード補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。



パスワードがロックされてしまった…

手続きや操作のご不明点は
は日赤振興会まで
ご連絡ください！

フルガード補償 (傷害・賠償・財産・費用)

最大 約
52%
割引

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：25%、
傷害補償・大口団体契約割引：10%

※損害率による割引、傷害補償・大口団体契約割引は、天災危険補償特約には適用されません。
※傷害補償・大口団体契約割引は、特定感染症危険補償特約には適用できません。

補償内容の詳細・保険金をお支払いする主な場合等については、お手続きサイト掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

■傷害補償 仕事中はもちろん、スポーツ・レジャー、旅行等で起こる「ケガ」に対応！

＜天災危険補償特約「あり」タイプ T100 T200 の場合＞

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガにも対応！



スポーツ中のケガ



交通事故でケガ



特定感染症を発病



＜天災危険補償特約＞

T100 T200

地震で家具が倒れケガをした。

NEW



熱中症も補償の対象に

なりました！

携行品

個人賠償責任

弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）

旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。



ご家族*1 の賠償責任に
備えられます！

*1 下記「★被保険者
(保険の対象となる方) の
範囲」をご確認ください。

義務化が進んでいる
自転車の保険もこれで安心！

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

保険金額・保険料

※ご加入口数は1口のみです。

	プラン名	スタンダード		デラックス	
		タイプ名	F100	T100	F200
傷害	死亡・後遺障害保険金額		200万円		400万円
	入院保険金日額(1日あたり)		3,000円		6,000円
	手術保険金額*1	入院中:3万円 入院中以外:1.5万円		入院中:6万円 入院中以外:3万円	
	通院保険金日額(1日あたり)		2,000円		4,000円
	特定感染症危険補償特約*2		○		○
	天災危険補償特約	×	○	×	○
財産	携行品保険金額(自己負担額:5,000円)		20万円		20万円
賠償	個人賠償責任保険金額	国内:1億円 国外:1億円		国内:1億円 国外:1億円	
費用	弁護士費用等(人格権侵害等)		300万円		300万円
タイプ名	F100	T100	F200	T200	
月払保険料	950円	1,040円	1,580円	1,780円	

★被保険者(保険の対象となる方)の範囲

傷害・財産
本人型

賠償・費用
家族型

ご本人*3

○

○

ご本人*3の配偶者

×

○

ご本人*3またはその配偶者の同居のご親族

×

○

ご本人*3またはその配偶者の別居の未婚のお子様

×

○

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

個人賠償責任補償は、国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。特定感染症の定義については、お手続きサイト掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

*3 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

【今年度の主な改定点（傷害補償）】

※熱中症を補償対象とします。

※職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)します。

※熱中症の補償追加や収支状況等を踏まえて保険料を改定します。ご加入タイプや職種級別による料率区分の廃止により、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険商品改定のご案内」をご確認ください。

現在、G110・G120・G210・G220・G310・G320タイプに
ご加入の方へのご案内



がん補償 ここがポイント！



現在、G110・G120・G210・G220・G310・G320タイプにご加入の場合、
当該タイプは、「がん先進医療特約」、「抗がん剤治療補償特約」の
付帯がございませんのでご注意ください。

ぜひ、もしもの時に備えてがん先進医療特約と抗がん剤治療補償特約が
両方付帯されている本パンフレット記載のG150・G160・G250・G260・
G350・G360タイプへの切替をご検討ください！

※タイプ切替する場合、再告知が必要となりますのでご注意ください。

	がん先進医療特約	抗がん剤治療補償特約
概要	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療を受けられた場合に、先進医療にかかる技術料について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします	がんの治療のため、入院または通院による抗がん剤治療を受けられた場合に保険金をお支払します。
特約の強み	<ul style="list-style-type: none"> ✓粒子線治療について、一定の条件を満たす場合に、粒子線治療にかかる技術料相当額の保険金を、東京海上日動から治療を実施した医療機関に直接お支払いすることができます。そのため、<u>お客様が高額な立替を行うことなく治療を受けることができます。</u> ✓先進医療の中には、300万円近くの高額な費用負担が発生するものもあり、全額自己負担となるケースもございます。本特約にて治療の選択肢を広げることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓年々高額化している抗がん剤治療が長期化した場合でも、最長60ヶ月間まで補償させていただくことができます。 ✓3大治療の1つである抗がん剤治療の外来治療実施件数は年々増加しております。本特約は、抗がん剤治療を開始した場合に、抗がん剤治療を実施した各月に保険金をお支払いします。



がん補償

約47%
割引

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：25%

補償内容の詳細・保険金をお支払いする主な場合等については、お手続きサイト掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

■ 「抗がん剤治療補償特約」で抗がん剤治療も対応可能！

がん治療のために抗がん剤治療を開始した場合、
月額5万円を最長60か月を限度にお支払します。



■ がん診断保険金のみタイプもご用意しました！

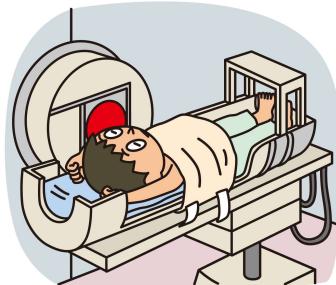
「他でがん保険に入っているけど、一時金だけ上乗せしたい」
「まだ若いけど、もしもに備えて安いプランがあれば加入したい」
という方にお勧めです。

使い道が自由な一時金を
受け取ることができるのは
安心だわ



■ 高額な先進医療や入院前後の通院治療にも対応！

■ 「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。



■ ご加入の際、医師の診査は不要です。

加入依頼書等の質問事項（健康状態告知）にお答えいただくことでご加入いただけます。
告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。



がんは
気になる病気よね？

もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

日本の「がん（悪性新生物）」の
総患者数は、約465万人！

主ながん（悪性新生物）の患者数

（単位：万人）

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.7	9.5
結腸および直腸	32.4	16.8	15.6
肝および肝内胆管	8.9	6.2	2.7
気管、気管支および肺	32.8	19.5	13.4
乳房	83.8	0.6	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が
総数に合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」（厚生労働省）をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ2人に1人が
がんと診断されるといわれています。

さらに

心配なのは、医療費！

医療費・自己負担額の例

（胃がんで15日間入院したケース）

医療費の自己負担額 176,620円
差額ベッド代他 133,000円

合計 約30.9万円

※70歳未満、月収27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合
(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】（公財）生命保険文化センター

「医療保障ガイド」（2022年10月改訂版）をもとに
東京海上日動にて作成

だから

まとまった資金の
準備ができると安心です。

がん補償

約 47%
割引

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：25%

保険金額・保険料

※ご加入口数は1口のみです。
※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。
*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

プラン名	シンプル	エコノミー		スタンダード		デラックス		
性別	男性・女性共通	女性	男性・女性共通	女性	男性・女性共通	女性	男性・女性共通	
型	本人型	本人型	本人型	本人型	本人型	本人型	本人型	
タイプ名	G100	G150	G160	G250	G260	G350	G360	
がん診断保険金額	100万円	100万円		200万円		300万円		
がん入院保険金日額(1日あたり)	—	10,000円		20,000円		30,000円		
がん手術保険金額(手術の種類により)	—	10万円・20万円・40万円		20万円・40万円・80万円		30万円・60万円120万円		
がん退院後療養保険金額	—	10万円		20万円		30万円		
がん通院保険金日額(1日あたり)	—	5,000円		10,000円		15,000円		
がん通院延長保険金日額(1日あたり)	—	5,000円		10,000円		15,000円		
がん重度一時金額	—	50万円		100万円		150万円		
がん特定手術保険金額	—	50万円		100万円		150万円		
がん先進医療保険金額	—	1,000万円		1,000万円		1,000万円		
がん女性特定手術保険金額	—	50万円	—	100万円	—	150万円	—	
抗がん剤治療保険金額(月額)	—	5万円		5万円		5万円		
月 払 保 険 料	性別	男性・女性共通	女性	男性・女性共通	女性	男性・女性共通	女性	男性・女性共通
	年齢 タイプ名	G100	G150	G160	G250	G260	G350	G360
	5～9歳	50円	170円	160円	230円	210円	300円	280円
	10～14歳	70円	190円	180円	280円	260円	380円	360円
	15～19歳	50円	180円	170円	250円	230円	340円	320円
	20～24歳	30円	200円	190円	270円	250円	370円	330円
	25～29歳	130円	370円	340円	600円	540円	860円	770円
	30～34歳	240円	650円	590円	1,140円	1,020円	1,670円	1,490円
	35～39歳	440円	1,120円	1,030円	1,990円	1,810円	2,870円	2,600円
	40～44歳	610円	1,640円	1,510円	2,910円	2,650円	4,180円	3,800円
	45～49歳	850円	2,310円	2,140円	4,140円	3,810円	5,960円	5,460円
	50～54歳	1,070円	3,000円	2,810円	5,300円	4,920円	7,620円	7,050円
	55～59歳	1,420円	4,160円	3,940円	7,360円	6,930円	10,590円	9,940円
	60～64歳	2,210円	6,160円	5,940円	11,000円	10,570円	15,870円	15,220円
	65～69歳	2,960円	8,180円	7,970円	14,700円	14,290円	21,220円	20,600円
	70歳～74歳	4,300円	10,960円	10,750円	19,760円	19,350円	28,580円	27,960円
	75歳～79歳	4,840円	12,450円	12,240円	22,490円	22,080円	32,550円	31,930円
	80歳～84歳	5,890円	14,120円	13,910円	25,820円	25,410円	37,540円	36,920円
	85歳～89歳	6,730円	15,020円	14,810円	27,990円	27,580円	40,980円	40,360円

【今年度の主な改定点】 **※上記は被保険者の年齢範囲です。ご加入者の年齢はP1のstep1に記載の範囲となります。**

※通院補償につき、「三大治療のための通院」や「短期入院(日帰り入院含む)」の前後の通院も補償対象とします。

※「通院補償」の補償拡大、「がん診断保険金」等の保険料引き上げに伴い、保険料を引き上げます。(ご加入タイプや年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。)。詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

一時金払介護補償

独自基準追加型（要介護2）

約 47%
割引

保険期間：1年間、団体割引：30%、
損害率による割引：25%

補償内容の詳細・保険金をお支払いする主な場合等については、お手続きサイト掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

■所定の要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態（要介護2用）と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に
一時金100万円・200万円・300万円が受け取れます。

■加入者の方による代理告知が可能です。

加入者の両親や配偶者の同居の両親等についても、加入者による代理告知で加入することができます。

ただし、虚偽の内容を申告したり、明らかな過失によって告知質問内容を見落とした等の場合、他の補償同様、告知義務違反によって解除となったり、保険金が支払われないといった事態になりますのでご留意ください。



公的介護保険はあるけれど…?

介護にかかる
お金は…?

一時費用*1の合計：
平均74万円

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に
必要となる主な費用の目安
(自費で購入等した場合)

※いずれも自費で購入した場合の初期費用(目安)で、公的介護保険の対象になる場合があります。

車いす

- 自走式 …… 5~21万円
- 電動式 …… 30~67万円

階段昇降機

- いす式直線階段用 …… 52万円~
- ※工事費別途

特殊寝台(介護ベッド)

- 16~61万円
- ※機能により金額は異なる

手すり

- 廊下・階段・浴室用等… 2万円~
- ※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)

ポータブルトイレ

- 水洗式 …… 3~7万円
- シャワー式 …… 13~19万円

移動用リフト

- 据置式 …… 24~90万円
- レール走行式 …… 56万円~
- ※工事費別途

【出典】(公財)生命保険文化センター

「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから

介護にはまとまった

資金準備があると安心です。

保険金額・保険料

※ご加入口数は1口のみです。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。

*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

プラン名	エコノミー	スタンダード	デラックス
タイプ名	K100	K200	K300
型	本人型	本人型	本人型
介護補償保険金	100万円	200万円	300万円
年齢 タイプ名	K100	K200	K300
5 ~ 24歳	10円	10円	10円
25 ~ 29歳	10円	10円	20円
30 ~ 34歳	10円	20円	30円
35 ~ 39歳	20円	40円	60円
40 ~ 44歳	40円	80円	120円
45 ~ 49歳	50円	100円	150円
50 ~ 54歳	70円	130円	200円
55 ~ 59歳	100円	190円	290円
60 ~ 64歳	210円	410円	620円
65 ~ 69歳	430円	860円	1,290円
70 ~ 74歳	940円	1,880円	2,820円
75 ~ 79歳	2,160円	4,320円	6,490円
80 ~ 84歳	4,090円	8,180円	12,270円

※上記は被保険者の年齢範囲です。ご加入者の年齢はP1のstep1に記載の範囲となります。

NEW

年金払介護補償

約 47%
割引

保険期間：1年間、団体割引：30%、
損害率による割引：25%

補償内容の詳細・保険金をお支払いする主な場合等については、お手続きサイト掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

■保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合、毎年1回、最大で10年間（10回）にわたり保険金をお支払いします。



！被保険者がてん補期間中に死亡した後の保険金支払基準日においては、保険金を支払いません。

■要介護3以上と認定された以降の保険料負担は不要です。

■一時払介護補償と同様、加入者の方による代理告知が可能です。

＜4つの特長＞

■長期間の安心

介護補償（年金払介護）では、最大10年間（10回）保険金を受け取ることができますので、介護期間が長期にわたった場合も安心です。

■リーズナブルな保険料

保険金のお支払いを年金払方式とし、要介護状態*1が継続している期間にのみ保険金をお支払いすることにより、リーズナブルな保険料を実現しています。

■仕事と介護の両立

親を保険の対象となる方にしてご加入いただくことで、親が要介護状態*1となった場合に備えることができます。

■充実のサービス（認知症アシスト）

要介護状態*1となった後も継続的に保険金をお支払いする介護補償（年金払介護）では、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス（認知症介護電話相談等）をご用意しています（サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。）。

*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

保険金額・保険料

※ご加入口数は1口のみです。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。

*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

てん補期間*3：10年（10回目の保険金支払基準日まで）*3：年金払介護補償保険の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10回目の保険金支払基準日まで）

タイプ名	N100		
型	本人型		
年金払介護補償保険金額(年額)	100万円		
月 払 保 険 料	年齢 / 性別	男性	女性
	40～44歳	80円	70円
	45～49歳	100円	90円
	50～54歳	140円	120円
	55～59歳	200円	180円
	60～64歳	420円	380円
	65～69歳	1,050円	1,280円
	70～74歳	1,970円	2,920円
	75～79歳	4,510円	6,840円
	80～84歳(更新のみ)	7,900円	12,380円

※上記は被保険者の年齢範囲です。ご加入者の年齢はP1のstep1に記載の範囲となります。

住宅内生活用動産補償

補償内容の詳細・保険金をお支払いする主な場合等については、お手続きサイト掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

⚠ 住宅内生活用動産補償にご加入の場合は、がん補償、介護補償、フルガード補償（傷害・賠償・財産・費用）のいずれかにもご加入いただく必要があります。

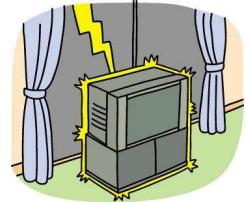
■ 国内において自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合を補償！

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）商品・製品や設備・什器（じゅうき）等は、補償の対象となりません。



■ お子様の就学に伴う下宿先に所在する家財も補償！

■ 単身赴任の場合は、単身赴任先の家財も補償！



■ 例えば…

- ・台風や大雨により家財が水没してしまった。
- ・自宅の火災により家財が焼失してしまった。
- ・自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。
- ・屋根裏の水道管が凍結したことで漏水事故が発生し、家財が水浸しになった。
- ・食事の準備中、足元がふらついてテーブルにぶつかり、食器が全て落下し破損した。

！ 地震・噴火・津波による損害は補償対象外です。地震保険に加入するためには火災保険に加入する必要があります。

家財ってどのくらいの金額かな？



家財って衣類も含まれるのね…



家財の所有金額のめやす

面積	持ち家	賃貸住宅
33m ² 未満	580万円	350万円
~66m ² 未満	960万円	640万円
~99m ² 未満	1,210万円	900万円
~132m ² 未満	1,580万円	1,150万円
132m ² 以上	1,930万円	1,420万円

保険金額・保険料

※ご加入口数は1口のみです。

※下表のタイプ以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

タイプ名*1	J100	J200	J300	J400	J500
保険金額 自己負担額：5000円	300万円	500万円	700万円	1,000万円	2,000万円
月払保険料	670円	840円	960円	1,250円	2,280円

*1 全てのタイプが家族型となっています。

告知の大切さについて、ご説明させてください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入ください。***1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただく場合**があります。

1
え
っ
と
に
…



く
確
認
内
容
を
さ
せ
い

告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

いよ
たろ
し
くす
お
願
い



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

よくある

Q & A



Q1 健康保険や労災保険を使つても補償されるのですか？

A 補償されます。健康保険、労災保険などとは関係なく、保険金が受け取れます。

Q2 フルガード補償に加入した場合、海外で起きたケガや事故等も補償の対象となりますか？

A 日本国内外を問わず補償の対象となります。ただし、他人から借りた物の賠償責任は日本国内で借りた物のみ、弁護士費用等補償特約は日本国内のみ対象となります。

Q3 保険料控除はありますか？

A がん補償、介護補償は介護医療保険料控除の対象となります。フルガード補償、住宅内生活用動産補償は保険料控除の対象外です。（令和7年9月現在）

Q4 保険期間の途中でも新規加入できますか？

A 可能です。インターネットからのお申込みとなります。スマートフォンやパソコンからのお手続きをお願いします。詳細は日赤振興会のホームページをご確認ください。

Q5 職員自身は加入せず、家族のみ加入することはできますか？

A はい、加入できます。「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方」P.1をご確認ください。但し、加入のお申込みをされる方（ご加入者）は職員自身のみとなります。

Q6 職員の配偶者（職員ではない）の別居の両親は加入できますか？

A いいえ、できません。「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方」P.1をご確認ください。配偶者も職員の場合は、配偶者が加入者となってお申し込みすれば、可能です。

Q7 退職後も継続できますか？

A はい、継続できます。ただし、退職日時点で本制度に加入している方で、加入者（退職した職員）の年齢が69歳まで継続が可能です。

Q8 保険料はいつから引き落としされますか？

A 加入月の翌々月です。例えば、3月1日保険始期の場合は、5月から引き落としされます。振替日は毎月27日（土日休日の場合は翌営業日）です。

Q9 保険料の引落としができない場合はどうなりますか？

A 預金不足等で指定口座から保険料の振替ができない場合は、翌月に2か月分の保険料振替となります。2か月連続で振替ができない場合は、原則として本団体保険制度から脱退（解除）となります。

お問い合わせ先（事故時の連絡先）

代理店

株式会社日赤振興会

住所：〒105-0012

東京都港区芝大門1-1-3日本赤十字社ビル

TEL: 03-3437-7519

（受付時間：平日午前9時～午後5時30分）



保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：医療・福祉法人部

住所：〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4

TEL: 03-3515-4143（受付時間：平日午前9時～午後5時）

事故時の連絡先

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

0120-720-110 受付時間：24時間365日

※このチラシは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したもので、ご加入（同じ内容で更新する場合を含みます。）にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載しております。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。団体総合生活保険の内容等については、上記二次元コードからご参照できます。

※現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までに、ご加入の方からのお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度の上記二次元コードの画面内掲載の保険料・補償内容等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

この保険は、日本赤十字社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本赤十字社が有します。